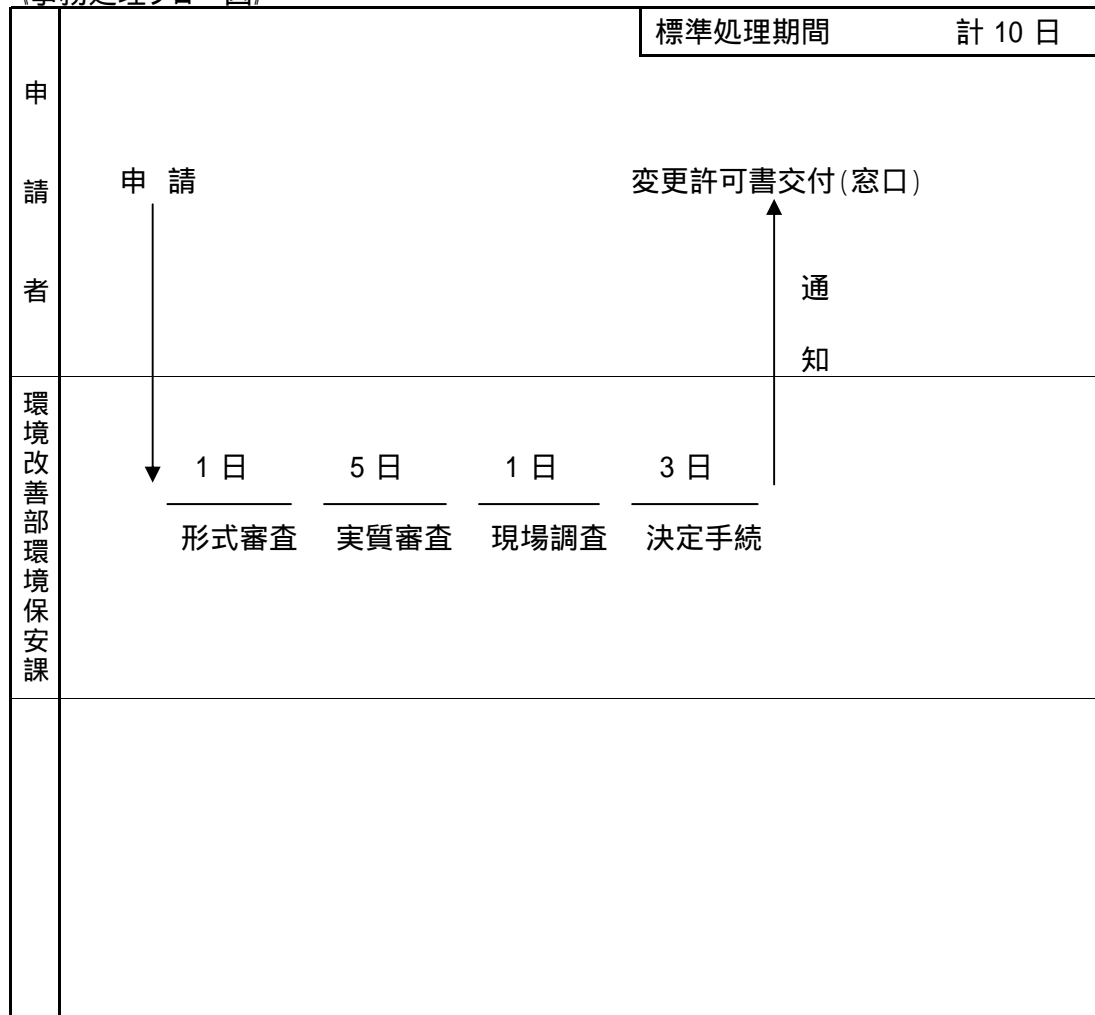


(様式 - 1)

事務処理フロー

事務名 貯蔵施設の設置変更許可及び特定供給設備の設置変更許可

《事務処理フロー図》



(平成17年8月1日更新)

□ — 図

作成部署 環境局環境改善部環境保安課 電話42-451

《事務処理フロー図の説明》

項番	項目	説明
1	形式審査	提出された申請書に記載漏れがないかどうか、添付書類がそろっているかどうかを審査します。
2	実質審査	申請書の内容について審査基準(液化石油ガス法第37条の2第1項)を満たしているかどうかを審査します。
3	現場調査	貯蔵施設・特定供給設備の設置変更許可申請について現地調査を行い、申請書に記載されている現状について確認します。
4	決定手続	変更許可の諾否について、環境保安課長が決定します。
5	変更許可書交付	申請者に通知します。(電話連絡)